

法 律

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、  
合理化等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和六十年七月十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

法律第九十号

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整  
理、合理化等に関する法律

(植物防疫法の一部改正)

第三十二条 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「農林水産大臣の承認を受けなければならない」を「あらかじめ、省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 病害虫防除所は、前項に規定する事務を適切に行うため必要なものとして省令で定める基準に適合したものでなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

---

内閣総理大臣 中曾根康弘  
文部大臣 松永 光  
厚生大臣 増岡 博之  
農林水産大臣 佐藤 守良  
通商産業大臣臨時代理  
国務大臣 金子 一平  
運輸大臣 山下 徳夫  
建設大臣 木部 佳昭  
自治大臣 古屋 亨

---